明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務六三）　二

○理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　二

○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七三）　三

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務二七二）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同二七三）　三

○日本国に帰化を許可する件（同二七四）　三

○外交、公用等の旅券の所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一九五）　四

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九六）　四

○野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九七）　四

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの輸入数量を告示する件（財務一六七）　四

○平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同一六八）　四

○平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同一六九）　五

○平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同一七〇）　五

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十八年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一七一）　五

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十八年度における発動基準数量を定める件（同一七二）　五

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（文部科学・厚生労働三）　五

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（厚生労働二三六）　五

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同二三七）　六

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同二三八）　六

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一二四八）　六

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（経済産業一六七）　七

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（同一六八、一六九）　八

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（同一七〇）　八

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通七八七）　八

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（同七八八）　一〇

〔国会事項〕

法務省　財務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示（九州産業保安監督部）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、財団、鉱業法第一四二条の規定、公示送達関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　一九